

2016年保存版

アナタなら、 どうしますか？

大手不動産会社を名乗るところから
電話があり、被災者のためのマンション
建設事業を紹介された。
その翌日、N P O 法人を名乗るところから、
「あなたは当選しており、この事業に参加
する権利がある。名義を貸してほしい」
と電話があった…。

投資詐欺の 契約金額は 約22億円

※1 府内消費生活相談窓口相談案件の合計金額

複数の事業者名で役割を演じ分けて消費者をだまそうとする劇場型勧誘の投資詐欺と思われます。不審な電話は相手にせず、すぐに切りましょう。
一度電話に出ると切りにくくなるので、留守番電話や発信者番号表示などを利用して、知らない人からの電話には出ないという方法もあります。

悪質業者は高齢者の
3つの不安をあおります



約3件に1件^{※2}が高齢者に関する相談です

- ⚠ 悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、財産を狙います。
- ⚠ 高齢者は在宅率が高く、電話勧誘販売や家庭訪問販売等による被害に遭いやすくなっています。



※2 府内消費生活相談窓口相談受付状況

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談窓口にご相談ください

消費者ホットライン
188番(局番なし)

(お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します)

「消費者トラブルは188!」
で覚えてな!



消費者教育推進大使
大阪府広報担当副知事 もずやん

最近多い消費者トラブル



お試しへ、本当にお試し？

新聞広告を見て、お試しのつもりでサプリメントを通信販売で購入した。1ヶ月後にまた同じ商品が届き、振込用紙が同封されていた。驚いて業者に連絡したところ「定期購入になっている」と言われた。

「お試し」だと思って申し込んでも、定期購入になっていることがあります。通信販売を利用する際には、購入条件などについてもしっかりと確認しましょう。



長期の契約、大丈夫？

新聞の購読契約を解約しようと販売店に連絡したところ「6年間の契約になっている。契約時に景品としてテレビを渡しているので中途解約できない」と言われた。

長期の契約では、解約を申し出ると、景品の代金や違約金を請求されることがあります。引っ越しや介護、病気などで購読を続けられなくなる可能性も考えて契約しましょう。

※景品類には、法令により、さまざまな上限額が定められています。

被害に遭わないための「あいうえお」

知らない人が訪ねてきたり、電話がかかってきたりしたときは、消費者トラブルに遭わないための「あいうえお」を思い出してください！



あけない、出ない



いりませんは、はっきりと



うまい話は要注意



えんりょなく周りに相談



おかしいと思ったら、すぐに相談

高齢者の見守りポイント

高齢者は被害に遭っていることに気が付かなかったり、相談するのをためらったりすることがあります。トラブルを未然に防止するためには、家族や周囲の方の見守りが大切です。

見守りのポイント

- 見慣れない人が出入りしている
- 新たにリフォームした跡がある
- 見慣れない段ボールなどが積まれている
- 金銭に困っている様子がある
- 生活用品などが新しいものに変わっている
(浄水器、布団など)
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある

お断りステッカーを貼りましょう

玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。

大阪府消費者保護条例では、「拒絶の意思を表明している消費者への勧誘行為」は、不当な取引行為として禁止されています。

問 府消費生活センター

☎ 06(6612)7500



大阪府消費生活センター発行 (大阪府広報誌「府政だより」(平成28年10月発行)より引用)

大阪府消費生活センターだより(メールマガジン)配信中! [HP](#) 大阪府消費生活センターだより 検索

このリーフレットは20,000部作成し、1部あたり単価は3.5円です。